

## 飯能市森林・林業基盤整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林・林業に関する基盤整備を図るため、市内で活動する林業従事者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で活動する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 林業従事者
- (2) 森林及び林業に関する団体
- (3) 木材産業等（森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第8条に規定する木材産業等をいう。）の事業者

### (補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国庫補助金又は県費補助金を受けている経費は対象としない。

2 一の補助対象経費に対する補助金の交付は、1年度につき1回を限度とする。

### (申請書の様式)

第4条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、別表に定める書類を添付しなければならない。

### (交付決定通知書の様式)

第5条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (実績報告書の様式等)

第6条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第3号のとおりと

する。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第7条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象経費	補助金額	添付書類
<p>森林・林業用の器具等（市長が別に定めるものに限る。）の購入に要する費用</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1件につき10万円を上限とする。</p>	<p>業務経歴書、見積書その他の市長が必要と認める書類</p>
<p>森林・林業に関する講習の受講又は資格等の取得等に要する費用</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1件につき10万円を上限とする。</p>	<p>補助対象者が現に有している資格等が確認できる書類、該当する資格等の取得等に要する費用（交通費、食費及び宿泊費を除く。）が確認できる書類その他の市長が必要と認める書類</p>
<p>森林・林業に係る新規就業の促進及び生産性、効率性又は安全性の向上に資すると認められる研修会等（市内で開催するものに限る。）の開催に要する費用（市長が必要と認めるものに限る。）</p>	<p>補助対象経費から参加者から徴収する受講料等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とし、1件につき10万円を上限とする。</p>	<p>該当する研修会等の概要が確認できる書類、収支計画書その他の市長が必要と認める書類</p>

<p>林業に係る生産性、効率性又は安全性の向上に資すると認められる高性能林業機械の賃借に要する費用</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1件につき30万円を上限とする。</p>	<p>該当する高性能林業機械の利用計画書、見積書その他の市長が必要と認める書類</p>
<p>林業に係る生産性、効率性又は安全性の向上に資すると認められるICT技術を活用した器機の購入若しくは賃借又はサービスの利用に要する費用</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1件につき10万円を上限とする。</p>	<p>該当する器機又はサービスの利用計画書、見積書その他の市長が必要と認める書類</p>

備考 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

様式第1号（第4条関係）

飯能市森林・林業基盤整備補助金申請書

年 月 日

（宛先）飯能市長

所 在  
名 称  
代 表 者

飯能市森林・林業基盤整備補助金の交付を受けたいので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

項 目 (対象項目に☑)	<input type="checkbox"/> 1 器具等の購入に要する費用 <input type="checkbox"/> 2 講習の受講又は資格等の取得等に要する費用 <input type="checkbox"/> 3 研修会等の開催（市内に限る）に要する費用 <input type="checkbox"/> 4 高性能林業機械の賃借に要する費用 <input type="checkbox"/> 5 ICT器機の購入若しくは賃借又はサービスの利用に要する費用
予定完了年月日	年 月 日
実施予定金額の総額（税込）	円
交付を受けようとする補助金の総額	円 (補助率1/2以内かつ1,000円未満切り捨て)
添付書類	業務経歴書、対象項目の概要、事業実施に係る利用計画書、見積書（又は収支予算書）、その他費用が確認できる書類等
備 考	

様式第2号（第5条関係）

飯能市森林・林業基盤整備補助金交付決定通知書

年 月 日

様

飯能市長

年 月 日付けで申請のあった飯能市森林・林業基盤整備補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定項目（対象項目に)

- 1 器具等の購入に要する費用
- 2 講習の受講又は資格等の取得等に要する費用
- 3 研修会等の開催（市内に限る）に要する費用
- 4 高性能林業機械の賃借に要する費用
- 5 ICT器機の購入若しくは賃借又はサービスの利用に要する費用

2 交付決定額 金 円

3 支払方法 精算払

4 条 件

補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

様式第3号（第6条関係）

飯能市森林・林業基盤整備補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）飯能市長

所 在  
名 称  
代 表 者

年 月 日付け 号で補助金の交付決定のあった事業について、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第14条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

項 目 (対象項目に☑)	<input type="checkbox"/> 1 器具等の購入に要する費用 <input type="checkbox"/> 2 講習の受講又は資格等の取得等に要する費用 <input type="checkbox"/> 3 研修会等の開催（市内に限る）に要する費用 <input type="checkbox"/> 4 高性能林業機械の賃借に要する費用 <input type="checkbox"/> 5 ICT器機の購入若しくは賃借又はサービスの利用に要する費用
完了年月日	年 月 日
実施金額 の総額（税込）	円
交付を受けようとする補助金の総額	円 (補助率1/2以内かつ1,000円未満切り捨て)
添付書類	領収書又はその写し、物品及び実施状況の写真、報告書等（2については講習修了証書又は資格取得証明書の写しも添付すること）
備 考	

様式第4号（第7条関係）

飯能市森林・林業基盤整備補助金確定通知書

年 月 日

様

飯能市長

年 月 日付けで実績報告のあった飯能市森林・林業基盤整備補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第15条第1項の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円